

「埋蔵文化財発掘の届出」について

令和2年4月

①

対象地は埋蔵文化財包蔵地(遺跡)ですか？
「岐阜市遺跡地図」を見て確認

遺跡の範囲外

手続きは必要ありません。

工事中に文化財と思われるものが出たときは、文化財保護まで連絡をお願いします。

②

遺跡の範囲内

遺跡内で土の掘削を伴う工事をする前に「埋蔵文化財発掘の届出」の提出をお願いします。(文化財保護法第93条第1項にもとづく)

- ・工事着工の60日前までにご提出ください。
- ・建物解体・擁壁撤去工事も土を掘削する工事になります。

〈提出書類〉(2部 ※工事立会承諾書のみ1部)

- ・埋蔵文化財発掘の届出について
- ・別記
- ・住宅地図
- ・公図(または仮換地図)の写し
- ・工事立会承諾書
- ・工事の概要を示す図面
(掘削規模がわかるもの)

(例 住宅建設の場合)

- ・配置図
- ・基礎伏図
- ・基礎断面図
- ・土地改良の情報
(柱状改良・表層改良など)

対象地の地下の状況がわからない場合は、試掘調査(試し掘り)をお願いします。

- ・細長い四角形の範囲(約1m×3mの範囲、深さ1.5m)を重機で掘ります。通常は半日で終了します。
- ・その土地の地下の状況がわかっている場合もありますので、文化財保護課にお問い合わせください。
- ・掘削箇所の確認のため、当日または事前に現地で立会をお願いします。
- ・ご協力にもとづいて実施するもので、強制ではありません。

〈提出書類〉(1部のみ)

- ・埋蔵文化財包蔵地確認(試掘調査)申請書
- ・付近の住宅地図
- ・公図の写し
- ・試掘調査承諾書

「埋蔵文化財発掘の届出」に、試掘調査などの土地の地下の情報を添付して岐阜県に提出します。

③

岐阜県(文化遺産課)から指示がでます。※指示内容をご連絡するまで工事着工はお待ちください。

慎重工事

慎重に工事をしていただければ問題ありません。工事中に文化財と思われるものが見つかったときは、文化財保護課までご連絡下さい。

工事立会

地面を掘削する工事に立会うことが必要です。掘削工事の日程が決まり次第、文化財保護課にご連絡下さい。
※日程調整にご協力をお願いします。

発掘調査

工事の前に、遺跡の記録保存のための発掘調査をします。文化財保護と協議をお願いします。

「史跡」内での工事は、別の手続き(現状変更許可申請)が必要です。
→文化財保護課 歴史遺産活用推進係
(058-214-2365)

届出についての問い合わせ

ぎふ魅力づくり推進部
文化財保護課 文化財係
電話：058-214-7157(直通)